

資料編

「〇〇市（町村）公設浄化槽の整備及び管理に関する条例（参考例）」の説明

市町村整備型を導入するに当たり必要となる条例の制定上参考となるよう、「〇〇市（町村）公設浄化槽の整備及び管理に関する条例（参考例）」（以下「条例」という。）を条文ごとに説明する。

1 【条例の主な特徴】

- ① 市町村が設置し、管理する浄化槽を「公設浄化槽」と定義
- ② 公設浄化槽は「高度処理型浄化槽」（窒素除去型）を例示
- ③ 公設浄化槽の整備区域を「浄化槽整備区域」に規定
- ④ 公設浄化槽の設置対象建築物を「住宅」に規定
- ⑤ 公設浄化槽の整備対象を「転換」に規定
- ⑥ 公設浄化槽の設置を申請できる者を住宅の所有者に規定
- ⑦ 工事施工に関し、「指定工事店制度」を採用

2 【新設を整備対象とする場合の条例（参考例）への対応】

3 【帰属制度を採用する場合の条例（参考例）】

〇〇市（町村）公設浄化槽の整備及び管理に関する条例（参考例）

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
 - 第2章 公設浄化槽の設置（第5条－第11条）
 - 第3章 分担金及び使用料（第12条－第16条）
 - 第4章 保管義務者の責務（第17条－第22条）
 - 第5章 雑則（第23条－第26条）
 - 第6章 罰則（第27条）
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、公設浄化槽の設置及び管理に関し必要な事項を定めることにより、生活排水の適正な処理の促進を図り、もって生活環境の保全、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全に資することを目的とする。

【説明】 [本条は、この条例の目的を規定したものである。]

○本条例は、市（町村）（一部事務組合を含む。）が、浄化槽による汚水処理を、公共サービスとして行う場合について、必要な事項を定めている。この条例に基づき、市（町村）が浄化槽を整備する場合、国庫交付金（浄化槽市町村整備推進事業）を活用することができる。

○本条は、浄化槽法及び浄化槽市町村整備推進事業実施要綱（以下「国要綱」という。）における事業の目的を踏まえて規定している。なお、生活排水処理人口普及率の向上等を本条に規定することもできる。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公設浄化槽 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 2 条第 1 号に規定する浄化槽で、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が 95 パーセント以上、放流水の BOD が 10mg/L（日間平均値）以下及び総窒素の除去率が 80 パーセント以上、放流水の総窒素濃度が 10mg/L（日間平均値）以下の処理機能を有する浄化槽のうち、汚水を各戸ごと（共同住宅にあっては、各共同住宅ごと）に処理するものであって、市（町村）が設置し、管理するものをいう。ただし、50 人槽以下とする。
- (2) 汚水 し尿及び雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。）をいう。
- (3) 住宅 専ら居住の用に供する家屋（その一部を居住の用に供する家屋で延べ面積の 2 分の 1 以上に相当する部分を専ら居住の用に供するものを含む。）をいう。
- (4) 排水設備 汚水を公設浄化槽に流入させ、又は公設浄化槽で処理した汚水を放流するための管きよ、汚水ます、その他の排水施設をいう。
- (5) 住宅所有者 公設浄化槽と現に使用されている住宅を排水設備で接続したその住宅の所有者をいう。
- (6) 使用者 汚水を公設浄化槽に排除して、これを使用する者をいう。
- (7) くみ取り便槽 し尿を貯留し、定期的にくみ取って処分する方式の便槽（泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的にくみ取りをする方式の便槽も含む。）をいう。
- (8) 転換 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項に基づく確認申請（都市計画区域以外においても建築基準法第 6 条第 1 項の規定が適用されるものとして取り扱う。）を要する建築物の新築、改築及び増築（別棟を建築するものに限る。）を除く住宅の既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を公設浄化槽に入れ替えることをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、浄化槽法で使用する用語の例による。

【説明】 [本条は、この条例において使用する用語の定義を規定したものである。]

第1号〇市(町村)が、この条例に基づき、設置し管理する浄化槽を「公設浄化槽」と規定し、住民が設置し管理する浄化槽と区分している。

P. 26 〇本号で規定する浄化槽は、確実かつ早期に条例の目的を達成するため、国要綱で定める通常型浄化槽及び高度処理型浄化槽(窒素除去型)の機能を上回る浄化槽を例としている。

〇県内導入5市町村はすべて、本号で規定した高度処理型浄化槽(下表①の窒素除去型)により整備を行っている。

【高度処理型浄化槽の要件】

高度処理型のタイプ	必要とする要件
①窒素又は磷除去能力を有する高度処理型	放流水の総窒素濃度が20mg/L以下 又は 総磷濃度が1mg/L以下
②窒素及び磷除去能力を有する高度処理型	放流水の総窒素濃度が20mg/L以下 及び 総磷濃度が1mg/L以下
③BOD除去能力に関する高度処理型	BOD除去率97%以上 及び 放流水のBODが5mg/L以下
※(参考) 通常の浄化槽	BOD除去率90%以上 及び 放流水のBODが20mg/L以下

P. 27 〇国庫交付金の対象(循環型社会形成推進交付金交付要綱の別表)は、100人槽以下(50人槽を超える場合の国庫補助基準額は環境省との協議・承認が必要)と規定されている。本条例では、整備対象建築物が住宅であることや50人槽を超える事例があった場合の市町村事務負担を勘案し、整備対象を50人槽以下と規定している。

(参考)・県補助金の対象は、10人槽以下の専用住宅と規定している。

・山梨県甲府市は100人槽以下の浄化槽を、群馬県伊勢崎市は50人槽以下の浄化槽を整備対象として条例に規定している。群馬県東吾妻町は、整備の適用除外建築物として、水質汚濁防止法に定める特定施設、100人槽を超える浄化槽及び住民登録がない住宅所有者の所有する住宅を条例に規定している。

第2号〇「汚水」について定義している。

第3号〇公設浄化槽の整備対象は、本条例第4条により規定しているが、本号により、整備対象建

P. 27 築物となる「住宅」について定義している。なお、本号で規定する「住宅」は県補助金の交付対象となるものである。(平成23年度)

(参考)・秩父市と鳩山町は、専用住宅及び専用住宅と事業所の兼用住宅を設置対象建築物として条例に規定している。

・小鹿野町、ときがわ町及び東秩父村は、専用住宅や兼用住宅に加え事業所や店舗なども設置対象建築物として条例に規定している。(条例本文には設置対象建築物を明記していないが、条例別表の分担金や使用料の欄で規定している。)

第4号〇本条例第10条及び第20条で「排水設備」に関して規定している。本号により「排水設備」を定義している。

(参考)・県内導入市町村では、秩父市が本号の「排水設備」について、条例に規定している。

第5号〇「住宅所有者」とは、本条例に基づき公設浄化槽が設置された住宅の所有者に限定している。本条例第2条第1項第3号に規定する住宅を所有している者と定義が異なる。

第6号》○「使用者」とは、この条例に基づき設置された公設浄化槽の使用者である。

第7号》○本条例では、公設浄化槽の整備対象を50人槽以下の転換の場合に限定している。第7号に

第8号》より「くみ取り便槽」を、第8号により「転換」を定義している。なお、第8号に規定す

P.7 る「既存単独処理浄化槽」とは、平成13年4月1日施行の改正浄化槽法附則第2条に規定されている「既存単独処理浄化槽」をいう。

※本条例では、設置対象建築物を住宅と規定しているが、公共施設、集会所、事業所などを加えることもできる。設置対象をどのような建築物にするかは、管理する浄化槽の種類により維持管理費用が相違してくることや分担金及び使用料の設定の仕方などにも影響してくるため、十分に検討する必要がある。

(整備区域)

第3条 公設浄化槽の整備の対象となる区域（以下「整備区域」という。）は、市（町村）の生活排水処理に関する計画に規定された浄化槽整備区域とする。

【説明】 [本条は、公設浄化槽の整備の対象となる区域について、規定したものである。]

P.14 ○国要綱では、整備区域を下水道認可区域以外とし、将来的に浄化槽の整備が妥当と判断される地域とするよう規定している。このため、本条例の整備区域は、埼玉県生活排水処理施設整備構想で「浄化槽整備区域」と位置付けている区域としている。

(参考) ・秩父市と鳩山町は、整備区域を下水道認可区域及び農業集落排水区域以外として条例に規定している。ときがわ町と東秩父村は、整備区域を町村全域として条例に規定している。小鹿野町は、区域の設定や変更を告示により行うよう条例に規定している。（小鹿野町の整備区域は町全域である。）

・山梨県甲府市は、条例の別表において、整備区域を個別具体的に規定している。

(整備対象)

第4条 市（町村）は、転換を整備対象とする。

【説明】 [本条は、公設浄化槽の整備対象について、規定したものである。]

P.17 ○本条例に基づく公設浄化槽の整備対象は、生活排水処理人口普及率向上の観点から有効であるため、転換に限定している。

○整備対象を転換に限定するメリットとしては、整備対象を把握できることから財政計画が立てやすい、新設を含めるより整備基数が圧縮され財政及び事務の負担が軽減できる、財政投資や事務負担を転換のみに集中することができるため生活排水処理人口普及率上昇の寄与度が高いことなどが考えられる。

第2章 公設浄化槽の設置

(設置申請)

第5条 整備区域内における住宅の所有者で転換を希望するものは、規則で定めるところにより、市(町村)長に当該公設浄化槽の設置を申請することができる。

2 前項に規定する公設浄化槽の設置を希望するものは、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は申請することができない。

(1) 公設浄化槽の設置及び管理に係る土地を、市(町村)が無償で使用に供することについて、当該土地の所有者(以下「土地所有者」という。)から承諾を得られない場合

(2) 市(町村)税を滞納している場合

3 市(町村)長は、第1項の規定による申請があったときは、公設浄化槽の設置の可否を決定し、その結果を当該申請をした者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。

【説明】 [本条は、公設浄化槽の設置申請について規定したものである。]

○本条例では、「住宅の所有者」と「住宅所有者」の定義が異なる。

【「住宅の所有者」と「住宅所有者」の比較】

「住宅の所有者」	「住宅所有者」(第2条で規定)
・住宅の所有者すべてを意味する。	・公設浄化槽が設置された住宅の所有者に限定。
・設置申請(第5条)で使用	・第4章(保管義務者の責務)以降で使用

第1項 公設浄化槽の設置にあたっては、住宅の所有者からの申請が必要である。申請においては、

P. 54 第3条で規定した整備区域内であること、かつ住宅の所有者の希望によることを要件とし

P. 55 ている。また、第4条で規定した整備対象であることが必要である。市(町村)は、市(町村)全域のすべての建築物に公設浄化槽を設置するというものではなく、前述した要件に該当する場合に公設浄化槽を設置することになる。

○建築基準法において、浄化槽は建築設備の一部と規定されている。そのため、本条により申請できる者は、住宅の所有者としている。住宅の所有者であれば、当該住宅を使用していなくても、また、公設浄化槽の設置に係る土地を所有していなくても申請の資格を有している。

【申請者の資格】

	Aさん	Bさん	Cさん	Dさん	Eさん	Fさん	Gさん
住宅の所有者	○	○	○	○	×	×	×
土地所有者	○	○	×	×	○	○	×
居住者(使用者)	○	×	○	×	○	×	○
申請者の資格	◎	◎	◎	◎	×	×	×

○設置申請の前に事前協議を行うよう規定することもできるが、本条例では、市(町村)職員の事務負担軽減等を考慮し、事前協議手続きを省略している。

○申請の受付にあたっては、申請書類の内容確認とともに、当該年度の事業予算や計画戸数の状況などに十分留意する必要がある。

(参考) ・秩父市と小鹿野町では、設置申請の際に事前協議を行うよう条例に規定している。

第2項 公設浄化槽の設置は、申請者の希望により行われ、長期間にわたり、申請者の所有する住宅が建つ土地に埋設して使用される。しかし、申請者(住宅の所有者)と土地所有者が異

P. 69 する場合、土地所有者が了解していない場合も想定される。このため、トラブルの未然防止の観点から本号を規定している。なお、公設浄化槽が埋設される土地について権原を有するものとしては、土地所有者のほかに抵当権者等も考えられるが、設置にあたっては土地所有者の意向が重要であることや市町村における事務負担軽減の観点から、土地所有者のみの承諾を得るよう規定している。

○申請書の添付書類として、規則に浄化槽設置同意書を規定する必要がある。

第2号) ○公設浄化槽の整備により、公共サービスを楽しむことになるものは、納税義務を果たしている必要があると考え規定している。市町村税のほか水道料金などの使用料、市町村営住宅の家賃、保育料、介護保険料、給食費などをあわせて規定することも考えられる。

(参考) ・鳩山町では、土地所有者の承諾要件に加え、町税等滞納者は申請することができない旨を条例に規定している。

第3項) ○書類審査及び現地確認(設置場所は整備区域内であるか、整備対象であるか、浄化槽設置同意書は添付されているか、設置スペースや放流先は確保されているかなど)後、設置の可能性があることを認めたとし、又は設置の可能性がないことを認めたとし、申請者にその旨を通知することを規定している。

(工事計画)

第6条 市(町村)長は、前条第3項の規定により公設浄化槽の設置が可能であると決定したときは、次に掲げる事項を定めた工事計画を提示し、申請者の承認を求めるものとする。

(1) 工事の内容

(2) 工事の時期

(3) その他工事の遂行に必要な事項

2 申請者は、工事計画に異議があるときは、市(町村)長に対し、変更を求めることができる。

3 市(町村)長は、前項の規定により工事計画の内容を変更する必要があることを認めたとし、当該工事計画の内容を変更し、変更後の工事計画の提示により申請者の承認を求めるものとする。

4 申請者は、工事計画を承認するときは、規則で定めるところにより、承認書を提出するものとする。

5 前項の規定により工事計画を承認した申請者(以下「受益者」という。)、使用者及び土地所有者は、当該工事計画に基づく公設浄化槽の設置について必要な協力をしなければならない。

【説明】 [本条は、公設浄化槽の工事計画について規定したものである。]

第1項) ○市(町村)は、設置可能と決定した後に、工事計画を作成して、申請者の承認を求めるよう規定している。

第5項) ○申請者は、工事計画を承認することで公設浄化槽の整備による利益を受けるものとみなし、「受益者」と読み替えられる。

(土地の立ち入り及び無償使用)

第7条 土地所有者その他公設浄化槽の設置及び管理に係る土地について権原を有する者(以下「土地所有者等」という。)は、公設浄化槽の設置及び管理に必要な限度において、市(町村)の職員又は市(町村)の委託を受けた者を当該設置及び管理に係る土地に立ち入らせるとともに、公設浄化槽を設置している間、当該設置及び管理に係る土地を無償で市(町村)の使用に供するものとする。

【説明】 [本条は、浄化槽の設置及び管理に係る土地の無償使用等について規定したものである。]

P. 69 ○公設浄化槽の適正な設置及び管理にあたっては、市（町村）職員のほか工事業者、保守点検業者、清掃業者などが、公設浄化槽の設置及び管理に係る土地に立ち入る必要が出てくる。また、公設浄化槽は、長期間にわたり住民の所有する土地に埋設して使用されるものであることから、市（町村）は無償使用の担保を確保しておく必要がある。このため、公設浄化槽は、住民の希望に応じて住民との合意の基に設置及び管理されるものではあるが、権利関係等からむトラブルの未然防止の観点から、本条により、土地の使用形態等について明確に規定するものである。なお、第5条第2項の公設浄化槽の設置では、無償使用承諾の対象を土地所有者のみに限定しているが、本条では、一般的事項として、抵当権者等土地について権原を有するすべての者を対象に規定している。

（参考）・土地の無償使用に関する規定は、多くの市町村で条例に規定している。土地の立ち入りに関する規定については、佐賀県佐賀市の条例を参考にしている。

（工事業者の選定）

第8条 第6条第4項の規定により承認された工事計画による公設浄化槽の設置工事は、規則により指定した工事店（以下「指定工事店」という。）の中から受益者が選定した事業者が行うものとする。ただし、11人槽以上の公設浄化槽の設置工事の場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、公設浄化槽の標準的な設置工事に要する費用として規則で定める額が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号に規定する額を超える場合は、市（町村）が入札により事業者を選定し、受益者に通知するものとする。

【説明】 [本条は、公設浄化槽の設置工事における工事業者の選定について規定したものである。]

第1項 ○公設浄化槽の設置工事は、市（町村）経済の活性化や住民とのトラブル軽減などのため、

P. 73 主に地元企業で構成される指定工事店が請け負うよう規定している。

○指定工事店に関する規則を制定し、指定工事店の指定基準等を定める必要がある。指定基準としては、埼玉県の浄化槽工事業者の登録をしていること、工事の施工に必要な設備及び機材を有していること、市（町村）内に店舗を有していること、市町村の指定給水装置工事業者であることなどが考えられる。

○受益者は、指定工事店の中から事業者を選定するよう規定している。しかし、比較的大規模な浄化槽の設置工事は、特に専門的な知識や技術が必要となる場合もあることから、11人層以上の設置工事に限り、受益者は指定工事店のほかそれ以外の事業者を選定できるよう規定している。

（参考）・県内導入5市町村はすべて、指定工事店制度を採用している。

・県外では、設置工事に関する指定工事店制度を条例に規定している例は少ない。下水道条例との関連で、排水設備工事に関する指定工事店制度を条例に規定している例はある。

・県内導入5市町村はすべて、指定工事店に関する規則に、指定工事店や浄化槽設備士が参加する事務連絡会について規定している。

第2項 ○市町村は、第1項により受益者が選定した事業者と随意契約を結び、設置工事をするようになる。しかし、規則に規定する公設浄化槽の標準的な設置工事費用が130万円（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に規定する随意契約できる金額）を超えるときは、設置工事に関し、随意契約ができなくなる。このため、市町村が入札により事業者を選定

することになる旨規定している。(入札の結果により、指定工事店のほかそれ以外の事業者が設置工事を請け負うことになる。)人槽にかかわらず(10人槽以下であっても11人槽以上であっても)、規則に規定する公設浄化槽の標準的な設置工事費用が130万円以下の場合、受益者が事業者を選定することができる一方、130万円を超える場合は、市町村が入札により事業者を選定し、受益者は事業者を選定することができないものである。

(参考)・秩父市では、11人槽以上の浄化槽の施工の場合について、指定工事店のほか指定工事店以外の企業が設置工事を請け負える旨条例に規定している。ときがわ町及び鳩山町では、標準設置費が地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に規定する額を超える場合について、工事業者を指定工事店から選定することを除外する旨条例に規定している。

(標準的な工事以外の工事に要する費用)

第9条 公設浄化槽の設置において、規則で定める標準的な工事以外の工事を必要とするときは、当該工事に要する費用は、受益者の負担とする。

【説明】 [本条は、標準的な設置工事以外の工事費用の負担について規定したものである。]

○規則で定める標準的な設置工事に要する費用は市町村が負担することとなるが、それ以外の工事に要する費用は、市町村の負担義務を超えており、受益者が負担するべきであることを明確化している。

○標準的な設置工事は、規則において具体的に定める必要がある。原則としては公設浄化槽本体の設置工事を対象として規定する。

○標準的な設置工事以外の工事に要する費用は、標準的な設置工事として規則に定めたもの以外のすべての工事に要する費用や浄化槽の設置に係る経費である。具体的には、車庫型耐荷重施工の費用、流入管及び放流管の設置工事費、ポンプ等の取付費用、電気工事費、支障物(庭木、既設単独処理浄化槽等)撤去費、トイレ改修費などが考えられる。

(排水設備の設置及びその設置に要する費用)

第10条 受益者は、公設浄化槽の設置工事の期間中又は設置工事の完了後速やかに排水設備を設置しなければならない。

2 排水設備の設置に要する費用は、受益者の負担とする。

【説明】 [本条は、排水設備の設置とその設置に要する費用負担について規定したものである。]

第1項 ○国要綱において、整備された浄化槽は、原則として設置完了後1年以内に便所、台所、風呂等と浄化槽の間及び浄化槽と放流先の間を管きよで接続し、使用開始するよう規定されている。そのため、受益者は、設置工事の期間中又は設置工事完了後速やかに排水設備を設置するべきであることを明確化している。

第2項 ○市(町村)が負う公設浄化槽の設置及び管理に係る義務の範囲は、原則として公設浄化槽の本体部分である。このことから、排水設備の設置は受益者が行うものであり、排水設備の設置に係る費用は、受益者が負担するべきであることを明確化している。

P. 44
P. 45
P. 46

(設置完了の通知)

第11条 市(町村)長は、公設浄化槽の設置を完了したときは、受益者に対し、その旨を通知しなければならない。

【説明】 [本条は、浄化槽の設置完了通知について規定したものである。]

○市(町村)は、公設浄化槽の設置完了から受益者へ通知しなければならない日数について、規則に規定する必要がある。

(参考)・県内導入5市町村はすべて、設置完了から14日以内に住民へ通知する旨規則に規定している。

第3章 分担金及び使用料

(分担金の賦課及び徴収)

第12条 市(町村)長は、受益者ごとに別表第1に定める分担金を賦課するものとする。

2 市(町村)長は、前項の規定により分担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該分担金の額及びその納付期日その他分担金の納付に必要な事項を受益者に通知しなければならない。

3 市(町村)長は、分担金を一括して徴収するものとする。

【説明】 [本条は、分担金について規定したものである。]

第1項 ○分担金は、地方自治法第224条(分担金)の規定に基づき、市(町村)が行う公設浄化槽
P. 43 の整備に要する費用の一部に充てるため、受益者に対して賦課するものである。

○分担金は、起債償還計画などを踏まえた各市町村の実情や住民理解などを勘案して設定する必要がある。

(参考)・分担金の設定にあたっては、総務省からの通知の内容「受益者負担金の徴収額は、全事業費の10%程度を徴収し、事業費へ充当すること。」も参考とする。

(平成21年7月8日付け総務省課長通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について」)

・小鹿野町は、人槽毎に区分された標準設置費の一定割合を分担金として設定している。

・小鹿野町以外の県内導入市町村では、10人槽以下の場合は人槽毎に定額の分担金を設定し、11人槽以上の場合は設置費や契約金額の一定割合を分担金として設定している。

第2項 ○分担金は現金による納付とし、確実に分担金を徴収するため、公設浄化槽の設置工事は、
P. 54 分担金の納付が確認されてから着工するなどの規定を規則で定めておくことよ。分担金の

P. 55 納付期日を、工事計画承認書の提出日や工事計画書着工予定期日の前とする方法がある。

第3項 ○本条例では、設置工事前の分担金徴収を想定しており、分割徴収については規定していない。これは、分担金の早期徴収や分割徴収による市町村職員の事務負担増加を勘案したものであるが、市町村が必要と認める場合は、分割徴収を条例に規定することができる。

(参考)・秩父市では、市長が認める場合は分割納付できる旨を条例に規定している。

・県外では、分担金の3年分割徴収(神奈川県相模原市)や5年分割徴収(群馬県伊勢崎市)について、条例に規定している。

(使用開始等の届出)

第13条 使用者は、公設浄化槽の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を市(町村)長に届け出なければならない。

2 公設浄化槽の使用の開始の届出をした者でその使用の休止又は廃止の届出をしないものは、公設浄化槽を継続して使用しているものとみなす。

3 使用者に変更があったときは、新たに使用者となった者は、速やかに、その旨を市(町村)長に届け出なければならない。

【説明】 [本条は、公設浄化槽の使用に係る手続きを規定したものである。]

第1項 ○浄化槽の使用開始や休止等があると、使用料や維持管理などに影響してくるため、使用者
P. 54 はあらかじめ届出をするよう規定している。なお、本条例では、届出制を採用しているが
P. 55 許可制を採用することもできる。

(参考) ・秩父市は、使用に係る手続きに関して、許可制を採用している。

第2項 ○使用者は、休止又は廃止の届出をするまで使用中であるとみなされ、使用料徴収の対象となることを規定している。使用者との使用料徴収に関するトラブルを未然に防ぐため、公設浄化槽の使用の取扱いについて明確化している。

(参考) ・県内導入市町村では、秩父市が本項について条例に規定している。

第3項 ○使用料は使用者から徴収するため、使用者の変更があると使用料の徴収先も変更となる。このため、使用者の変更があった場合は速やかに届出をするべきことを明確化している。

(使用料の徴収)

第14条 市(町村)長は、公設浄化槽の使用について、使用者から、使用料として別表第2に定める額に、当該額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条の税率を乗じて得た額(以下「消費税額という。’)及び消費税額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83の税率を乗じて得た額を加えた額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。’)を徴収するものとする。

2 使用料は、偶数月にその前2箇月分(以下「使用月」という。’)の使用について各月ごとに算定して合計したものを、納入通知書又は口座振替の方法により徴収するものとする。ただし、市(町村)長が必要と認めるときは、この限りでない。

3 使用料は、使用月のうち後の月の翌月の末日まで(当該翌月が12月の場合については25日までとする。’)に納入しなければならない。

4 使用料は、市(町村)の水道料金にあわせて徴収することができる。

5 使用者が、月の中途において公設浄化槽の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開した場合の使用料については、次の各号に定めるところによる。

(1) その月の使用日数が15日以下のとき 月額使用料の2分の1の額

(2) その月の使用日数が15日を超えるとき 月額使用料の額

6 月の中途において使用者に変更があった場合、その月の使用料については、次の各号に定めるところによる。

(1) 使用者の変更がその月の15日以前の場合 変更後の使用者の負担

(2) 使用者の変更がその月の16日以後の場合 変更前の使用者の負担

【説明】〔本条は、使用料の徴収について規定したものである。〕

第1項〕○使用料は、公設浄化槽の使用の対価として、使用者から徴収するものである。

P. 37 ○使用料は、維持管理費、修繕費などの事業に要する費用や下水道使用料の設定額などを勘案して設定する必要がある。

P. 42 ○通常従量制である清掃料は、随時使用料として、使用者から徴収することができる。

○市町村は、設定した使用料に消費税を加えた額を徴収できるよう規定している。

○本条の消費税率は、消費税法や地方税法に規定する税率としており、消費税率変更に伴う条例改正が不要となるよう規定している。なお、使用料の中に消費税に相当する部分を含むこと（内税方式）もできる。

（参考）・秩父市は年額使用料を規定している。小鹿野町は使用月ごとの点検料金、随時の清掃料金、随時の加算及び修理等部品料金を規定している。ときがわ町、東秩父村及び鳩山町は月額使用料と随時使用料（清掃料）を規定している。

・秩父市は条例に、使用料の額に5%の額を加算することを規定している。秩父市以外の県内導入4町村は、消費税を内税として使用料に含めている。

・平成23年度における消費税の税率は5%となっている。消費税法に基づく消費税の税率は4%で、地方税法に基づく地方消費税の税率が1%（消費税法に基づく消費税の額の25%）であることから、これらを合わせた税率は5%である。

第2項〕○本項では、使用料を2箇月毎に徴収するよう規定している。なお、年度毎や1か月毎に使用料を徴収するよう規定することもできる。

P. 54 ○ただし書きの規定については、使用者の特別な事情により、使用料を1か月毎に徴収する場合や集金により徴収する場合などが考えられる。

（参考）・秩父市は使用料を会計年度毎に徴収している。秩父市以外の県内導入4町村は使用料を2箇月毎に徴収している。

第3項〕○本項では、使用料の納付期日を使用月の翌月の末日までと規定している。なお、毎使用月の終日の翌日から起算して30日以内などと規定することもできる。

（参考）・ときがわ町、東秩父村及び鳩山町の条例を参考にしている。

第4項〕○使用料の未納防止の観点から、浄化槽使用料と水道料金をあわせて徴収できるよう規定している。導入にあたっては、浄化槽使用料と水道料金の徴収方法の統一や徴収システムの整備などが必要となってくる。

（参考）・鳩山町が、使用料と水道料金をあわせて徴収している。

第5項〕○本項では、月の使用日数15日を区切りとしてその月の使用料を定めている。なお、使用日数に関わらず、その月の使用料全額を徴収するよう規定することもできる。

（参考）・ときがわ町、東秩父村及び鳩山町の条例を参考にしている。

第6項〕○本項では、月の使用日数15日を区切りとして使用者の負担区分を定めている。なお、使用日数に関わらず、その月の使用者の負担区分を規定することもできる。

（参考）・ときがわ町、東秩父村及び鳩山町の条例を参考にしている。

(延滞金)

第15条 市(町村)長は、分担金又は使用料を納付期日までに納付しない者があるときは、当該料金の額に、市(町村)税条例(〇〇年市(町村)条例第〇〇号)の規定に準じた延滞金の額を加算して徴収するものとする。

【説明】 [本条は、延滞金について規定したものである。]

○延滞金の額は、市(町村)の税条例に準じるよう規定している。

○分担金は、額が比較的高額なため延滞金が発生しやすいが、比較的少額な使用料は一定期間滞納しても延滞金が発生しづらいという状況がある。このため、使用料に関しては、延滞金の規定を定めないことも考えられるが、本条例では、比較的高額な清掃料などを随時使用料として規定することを想定し、使用料の延滞金についても条例に規定している。

(参考) ・ときがわ町及び鳩山町は、延滞金について、町税条例を準用する旨条例に規定している。また、督促に関しても条例に規定している。

・秩父市、小鹿野町及び東秩父村は、延滞金について、条例に規定していない。

・延滞金について、県外の市町村の状況を見ると、分担金と使用料の両方規定している、分担金のみ規定している、分担金と使用料の両方とも規定していないなど様々である。

(徴収の猶予及び免除)

第16条 市(町村)長は、特に必要と認める場合には、分担金、使用料及び延滞金の徴収を猶予し、又はその一部若しくは全部に相当する額を免除することができる。

【説明】 [本条は、分担金等の徴収猶予及び免除について規定したものである。]

○分担金等の徴収猶予又は免除のできる場合としては、災害等(震災、風水害、火災など)により容易に回復し難い損害を受けた場合、事故や病気により支出が著しく多くなった場合及び生活保護を受給している場合などが考えられる。

○市(町村)における使用料等を徴収する他の条例や市町村の実情などを踏まえ、分担金・使用料・延滞金それぞれの適用基準について、徴収猶予及び免除を行うかどうかも含めて検討する必要がある。

第4章 保管義務者の責務

(保管義務者の責務)

第17条 使用者、住宅所有者及び土地所有者等(以下これらを「保管義務者」という。)は、公設浄化槽を適正に保管しなければならない。

2 保管義務者は、市(町村)が行う公設浄化槽の保守点検、清掃等の作業が適正に実施できるよう必要な協力をしなければならない。

3 使用者は、土砂、ごみ、油脂、農薬、薬品、金属その他公設浄化槽の機能を妨げ、又は公設浄化槽を損傷するおそれがあるものを公設浄化槽に排除してはならない。

【説明】 [本条は、保管義務者の責務について規定したものである。]

第1項) ○保管義務者は、市町村財産である公設浄化槽の使用や維持管理について注意を払い、公設浄化槽の機能が正常に維持されるよう適正に保管すべきであることを明確化している。

第2項】○公設浄化槽の保守点検等の際、市（町村）は、公設浄化槽が設置されている住民の敷地に立ち入り、作業を行うことになる。そのため、住民は、敷地への立入や保守点検等の作業が円滑に行われるよう、市（町村）に協力するべきであることを明確化している。

（参考）・鳩山町の条例では、住民は敷地内への立入を拒まないよう規定されている。

第3項】○前2項は保管義務者に対して規定しているが、本項は使用者に対して規定している。これは、通常、住宅所有者や土地所有者等（使用者と同じである場合を除く。）が公設浄化槽に本項で規定するものを排除する可能性が少ないためである。

（電気料金・水道料金の負担）

第18条 使用者は、公設浄化槽の使用、保守点検、清掃等に伴う電気料金及び水道料金を負担しなければならない。

【説明】 [本条は、電気料金及び水道料金の負担について規定したものである。]

○公設浄化槽の使用等に伴う電気料金及び水道料金は、市町村の負担義務を超えており、使用者が負担するべきであることを明確化している。

（修繕費用等の負担）

第19条 住宅所有者は、保管する公設浄化槽の修繕及びその消耗部品の交換に要する費用を、負担するものとする。

【説明】 [本条は、修繕費用等の負担について規定したものである。]

P. 44 ○公設浄化槽の修繕等に係る費用は、市（町村）の負担義務を超えており、住宅所有者が負

P. 45 担するものであることを規定している。修繕等は、いつ、どのような原因で必要となるか不明なところがあるが、必要となった場合の費用負担区分は明確にしておく必要がある。本条例では、公設浄化槽の設置申請の資格を有する者として住宅の所有者を規定している。このため、当該住宅所有者に一定の責任を負わせるという考えから、修繕等の費用負担者を住宅所有者としている。

○市（町村）は、公設浄化槽の耐用年数を経た場合や災害等により修繕の必要が生じた場合などの費用負担区分を十分に検討する必要がある。

○消耗部品の範囲は、規則で規定するなど明確にしておく必要がある。

（参考）・ときがわ町及び鳩山町は、住宅所有者等が修繕費用を負担する旨条例に規定している。

・小鹿野町は、自己の責めにより修繕の必要が生じた場合の修繕費用及び法第11条検査料金を使用者の負担とする旨条例に規定している。また、修理及び消耗部品等交換費を使用者負担として規則に規定している。

・東秩父村は、住宅所有者等の過失がある場合の修繕費用を、当該住宅所有者等の負担とする旨条例に規定している。

・秩父市は、浄化槽の清掃、修理、消耗部品交換費を使用者負担として規則に規定している。

（排水設備の管理費用等の負担）

第20条 住宅所有者は、排水設備の修繕、交換その他管理に要する一切の費用を負担しなければならない。

【説明】 [本条は、排水設備の管理等に要する費用の負担について規定したものである。]

- 市（町村）が負う公設浄化槽の設置及び管理に係る義務の範囲は、原則として公設浄化槽の本体部分である。そのため、排水設備の修繕や管理などは住宅所有者が行うものであり、排水設備に関する全ての費用は住宅所有者が負担するべきであることを明確化している。
- 排水設備に関する費用としては、管きよや汚水ますなどの修繕費用、管きよ更新による敷設費用、汚水ます等の交換費用、消耗部品交換費用、排水設備点検費用などが考えられる。

（移設又は撤去）

- 第21条 保管義務者は、自己の都合により公設浄化槽を移設し、又は撤去しようとするときは、規則で定めるところにより、市（町村）長に申請し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定により承認を受けた者は、市（町村）長の指示に従い、その公設浄化槽を移設し、又は撤去しなければならない。
- 3 前項の規定による公設浄化槽の移設又は撤去に要する費用は、第1項の規定により承認を受けた者の負担とする。

【説明】 [本条は、公設浄化槽の移設又は撤去について規定したものである。]

第1項 ○公設浄化槽の移設や撤去があると、使用料や維持管理などに影響してくるため、自己都合により移設や撤去をする必要が生じることとなった者は、あらかじめ市（町村）長へ申請して承認を受けるべきであることを明確化している。

○市町村は、移設した場合公設浄化槽が正常に機能するか、撤去後の当該公設浄化槽の処理をどうするか、国庫交付金を交付している国との調整が図られるかなどについて検討する必要がある。

第2項 ○公設浄化槽の移設や撤去は、実施時期、実施方法など市（町村）長の指示に従って実施されるべきことを明確化している。

第3項 ○自己の都合による移設や撤去に要する費用は、市（町村）の負担義務を超えており、市（町村）から承認を受けた者（移設等の原因者）が負担するものであることを明確化している。

（参考）・県内導入5市町村では、移設に関して条例に規定しているが、撤去に関しては条例に規定していない。なお、移設に関して、条例に費用負担について規定しているが、指示については規定していない。

【本条例に基づく費用負担区分】

条文	費用の種類	受益者 （住宅所有者） の負担	使用者 の負担	保管義務者 （原因者） の負担
第9条	標準的な工事以外の工事に要する費用	○	—	—
第10条	排水設備の設置に要する費用	○	—	—
第12条	分担金	○	—	—
第14条	使用料	—	○	—
第18条	電気料金・水道料金	—	○	—
第19条	修繕に要する費用	○	—	—
第19条	消耗部品を交換したときに要する費用	○	—	—
第20条	排水設備の修繕や管理等に要する費用	○	—	—
第21条	移設又は撤去に要する費用	—	—	○

(住宅所有者の地位の承継)

第22条 住宅所有者に変更があったときは、新たに住宅所有者になった者が、従前の住宅所有者の地位を承継するものとする。

2 前項の規定により住宅所有者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その旨を市(町村)長に届け出なければならない。

【説明】 [本条は、住宅所有者の地位の承継について規定したものである。]

第1項 ○住宅所有者(公設浄化槽が設置された住宅の所有者)の地位の承継の範囲は、本条例に規定する各事項に及ぶものである。

○住宅所有者の地位が承継されるのは、住宅所有者が死亡した場合や建築物の売買等により住宅所有者が変更した場合などが考えられる。

第2項 ○住宅所有者の地位の承継は、分担金等の徴収や公設浄化槽の管理など多くの事項に影響してくる。このため、新たに住宅所有者となった者は、承継の理由となるべき事実発生後速やかに、市(町村)長に対し届出をするべきであることを明確化している。

第5章 雑則

(資料の提出)

第23条 市(町村)長は、保管義務者に、公設浄化槽の設置、管理等を行うために必要な資料の提出を求めることができる。

【説明】 [本条は、資料の提出について規定したものである。]

○資料提出要求の範囲は、公設浄化槽の設置及び管理に関する全般に及ぶものである。

○提出を求める資料は、目的達成のための必要最小限にとどめる必要がある。

(報告徴収及び立入検査)

第24条 市(町村)長は、この条例の施行に必要な限度において、保管義務者に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に、公設浄化槽が設置されている建築物若しくはその敷地に立ち入り、公設浄化槽及び排水設備の検査をさせることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、保管義務者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【説明】 [本条は、報告徴収及び立入検査について規定したものである。]

○報告徴収の規定は、市(町村)が一定事項の情報を得ておく必要がある場合に、保管義務者に当該事項の報告を義務付けるものである。また、立入検査の規定は、市(町村)が必要と認める場合に、保管義務者に立入検査の受忍を義務付けるものである。

○報告徴収や立入検査は、目的達成のための必要最小限にとどめる必要がある。

(損害賠償)

第25条 公設浄化槽を損傷し、若しくは滅失し、又はその機能を損なわせた者は、速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市(町村)長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

【説明】 [本条は、損害賠償について規定したものである。]

○不測の事態を考慮し、損害賠償について規定している。

【参考】 ・ 県内導入 5 市町村は、損害賠償に関して、条例に規定していない。

・ 秩父市は、損害賠償に関して規則に規定している。（損害：使用開始等の許可を得ずに使用又は放置した場合に発生した損害、目的外使用により正常な状態で使用できなくさせたときに発生した損害）

・ 県外には、損害賠償について条例に規定している例がある。

（規則への委任）

第 26 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【説明】 [本条は、規則への委任について規定したものである。]

○本条例の施行に関し必要となる規則としては、「公設浄化槽の整備及び管理に関する条例施行規則」「公設浄化槽設置指定工事店規則」が考えられる。

第 6 章 罰則

（過料）

第 27 条 詐欺その他不正の行為により、分担金又は使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料に処する。

【説明】 [本条は、過料について規定したものである。]

○地方自治法第 228 条（分担金等に関する規制及び罰則）第 3 項の規定に基づき、過料について規定している。

【参考】 ・ 県内導入 5 市町村は、過料に関して、条例に規定していない。

・ 県外の市町村には、過料について条例に規定している例がある。

・ 県外の市町村には、申請などの手続規定に違反した場合に過料を科している例がある。

附 則

この条例は、平成〇年〇月〇日から施行する。

別表第1（第12条関係）

人槽区分	分担金の額
5人槽	円
6人槽から 7人槽まで	円
8人槽から10人槽まで	円
11人槽から15人槽まで	円
16人槽から20人槽まで	円
21人槽から25人槽まで	円
26人槽から30人槽まで	円
31人槽から40人槽まで	円
41人槽から50人槽まで	円

○人槽区分欄については、循環型社会推進交付金交付要綱別表4に規定されている国庫補助基準額の人槽区分を参考に設定している。

（参考）

例）分担金（東京都八王子市）

人槽区分	分担金の額
5人槽	102,000円
6人槽から 7人槽まで	113,400円
8人槽から10人槽まで	138,000円
11人槽から15人槽まで	213,900円
16人槽から20人槽まで	328,800円
21人槽から25人槽まで	414,000円
26人槽から30人槽まで	481,200円
31人槽から40人槽まで	559,200円
41人槽から50人槽まで	644,100円

備考）51人槽以上の戸別浄化槽の設置に係る分担金の額については、市長が別に定める。

別表第2（第14条関係）

人槽区分	月額使用料	随時使用料
5人槽	円	くみ取り汚泥 〇〇リットル につき 〇〇円
6人槽から7人槽まで	円	
8人槽から10人槽まで	円	
11人槽から15人槽まで	円	
16人槽から20人槽まで	円	
21人槽から25人槽まで	円	
26人槽から30人槽まで	円	
31人槽から40人槽まで	円	
41人槽から50人槽まで	円	

〇人槽区分欄については、循環型社会推進交付金交付要綱別表4に規定されている国庫補助基準額の人槽区分を参考に設定している。

（参考）

例）使用料（東京都八王子市）

人槽区分	分担金の額
5人槽	3,250円
6人槽から7人槽まで	3,670円
8人槽から10人槽まで	4,720円
11人槽から15人槽まで	9,240円
16人槽から20人槽まで	11,550円
21人槽から25人槽まで	13,860円
26人槽から30人槽まで	15,640円
31人槽から40人槽まで	19,000円
41人槽から50人槽まで	21,630円

備考）51人槽以上の戸別浄化槽の設置に係る分担金の額については、市長が別に定める。

新設を整備対象とする場合の条例（参考例）への対応

○第2条第1項第5号を次のように改める。

(5) 住宅所有者 公設浄化槽と住宅を排水設備で接続したその住宅の所有者（当該住宅を建築しようとし、建築している場合にあつては建築主）をいう。

○第2条第1項第7号を削除する。

(7) くみ取り便槽 し尿を貯留し、定期的にこれをくみ取って処分する方式の便槽（泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的にくみ取りをする方式の便槽も含む。）をいう。

○第2条第1項第8号を削除する。

(8) 転換 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認申請（都市計画区域以外においても建築基準法第6条第1項の規定が適用されるものとして取り扱う。）を要する建築物の新築、改築及び増築（別棟を建築するものに限る。）を除く住宅の既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を公設浄化槽に入れ替えることをいう。

○第3条を次のように改める。

（整備区域）

第3条 公設浄化槽の整備の対象となる区域（以下「整備区域」という。）は、市（町村）の生活排水処理に関する計画に規定された下水道整備区域及び農業集落排水整備区域を除いた区域とする。

○第4条を次のように改める。

（整備対象）

第4条 市（町村）は、住宅を整備対象とする。

○第5条第1項を次のように改める。

（設置申請）

第5条 整備区域内における住宅の所有者で公設浄化槽の設置を希望するものは、規則で定めるところにより、市（町村）長に当該公設浄化槽の設置を申請することができる。

帰属制度を採用する場合の条例（参考例）（P. 29, P. 30）

○「帰属」の定義を規定する場合は、第2条第1項に次の号を追加する。

(9) 帰属 市（町村）が浄化槽の寄附を受け入れ、当該浄化槽が市（町村）の所有となることをいう。

○第22条の次に次の1条（第5章 既設浄化槽の帰属）を加える。

※本条追加の場合、既存の第23条から第27条までを1条ずつ繰り下げる。

（既設浄化槽の帰属）

第23条 整備区域内において、この条例の施行前に設置され、かつ、この条例の施行後に使用されている浄化槽（浄化槽本体に限る。以下「既設浄化槽」という。）を所有する者が当該既設浄化槽を市（町村）に帰属させることを希望するものは、規則で定めるところにより、市（町村）長にその帰属の申請をすることができる。

2 第5条第2項の規定は、前項の申請について準用する。

3 市（町村）長は、第1項の申請があったときは、既設浄化槽の帰属の可否を決定し、その結果を当該申請をした者に通知するものとする。

4 前項の規定による決定に基づき市（町村）が取得した既設浄化槽は、公設浄化槽とみなし、この条例の規定（第6条及び第8条から第12条までの規定を除く。）を適用する。

【説明】〔本条は、既設浄化槽の帰属について規定したものである。〕

第1項〕○既設浄化槽の帰属は、住民の希望に応じて行うものであり、住民にとっては維持管理等の手続きが不要になるというメリットがある。一方、市町村にとっては、維持管理対象浄化槽が増えることによる事務負担増加の可能性があるので、帰属の対象や条件などについて十分検討する必要がある。

○帰属の条件は、法定検査結果が適正であること、適正に清掃が行われていること、補修工事が必要でないことなどがあり、詳細を規則で定める必要がある。

○帰属申請の受付にあたっては、申請書類の内容確認とともに、当該年度及び後年度の維持管理に関する予算に影響するため、十分留意する必要がある。

○予算要求の時期や審査に期間を要することも想定されるため、規則に申請の時期（期間）を明記しておくとうい。

（参考）・秩父市と鳩山町は、帰属制度を条例に規定しているが、帰属の実績はない。ときがわ町、小鹿野町及び東秩父村は、帰属制度を条例に規定していない。

第2項〕○公設浄化槽の設置申請の場合と同様に、帰属申請の場合も、土地所有者の承諾が得られること及び市（町村）税の滞納がないことを申請要件とする旨規定している。

第3項〕○審査においては、定められた帰属の対象や条件に適合していることを確認するため、現地調査や検査が必要となる場合がある。

（参考）・鳩山町は、帰属の際に検査を実施する旨条例に規定している。

・群馬県伊勢崎市、太田市及び大阪府富田林市は、必要があれば現地調査する旨を条例に規定している。

第4項〕○帰属に関して、条例に加え規則の規定も適用するよう定めることができる。

（参考）・秩父市は、規則の規定も適用するよう条例に規定している。

・適用除外：第6条（工事計画）、第8条（工事業者の選定）、第9条（標準的な工事以外の工事に要する費用）、第10条（排水設備の設置及びその設置に要する費用）、第11条（設置完了の通知）、第12条（分担金の賦課及び徴収）